

○ 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の五号の特例を定める件（平成二年法務省告示第二百四十六号）

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項（以下「研修の項」という。）の下欄第五号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない場合は、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）（以下「法」という。）第六条第二項の申請を行った者（以下「申請人」という。）が当該申請に係る活動を行うことにより法第十九条第一項の規定に違反するおそれがない場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- 一 申請人が独立行政法人国際観光振興機構の事業として行われる研修を受ける場合
- 二 申請人が独立行政法人国際協力機構の事業として行われる研修を受ける場合
- 三 申請人が独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構石油開発技術センターの事業として行われる研修を受ける場合
- 四 申請人が中央職業能力開発協会の事業として行われる海外青年技能研修を受ける場合
- 五 申請人が国際機関の事業として行われる研修を受ける場合
- 六 申請人が我が国の国、地方公共団体又は我が国の法律により直接に設立された法人若しくは我が国の特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の資金により主として運営されている事業として行われる研修を受ける場合で申請人を受け入れる本邦の公私の機関（以下「受入れ機関」という。）が研修の項の第五号のイ、ロ及びニからへまでのいずれにも該当するとき。
- 七 申請人が商工会議所法（昭和二十八年法律第四百十三号）第二章の商工会議所又は商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）第二章の商工会（以下「商工会議所等」という。）の事業で我が国の国若しくは地方公共団体又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）から資金その他の援助を受けてこれらの指導の下に運営されているものとして行われる研修を受ける場合で次のいずれにも該当するとき。
  - イ 受入れ機関が当該商工会議所等又は当該商工会議所等の会員で中小企業基本法（昭和三十八年法律第一百五十四号）第二条第一項第一号から第四号までのいずれかに掲げる中小企業者であること。
  - ロ 当該研修が当該商工会議所等の監理の下に行われるものであること。
- ハ 当該商工会議所等の役員で当該事業の運営について責任を有するものが、当該商工会議所等以外の受入れ機関において行われる研修の実施状況について、三月につき少なくとも一回監査を行いその結果を当該商工会議所等の所在地を管轄す

る地方入国管理局の長に報告することとされていること。

ニ 受入れ機関が研修の項第五号のイ、ロ及びニからへまでのいずれにも該当すること。

ホ 申請人を含めた受入れ機関に受け入れられている研修生の人数が当該機関の常勤の職員の総数を超えるものでなく、かつ、次の表の上欄に掲げる当該総数に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる人数の範囲内であること。

受入れ機関の常勤の職員の総数	研修生の人数
二百一人以上三百人以下	十五人
百一人以上二百人以下	十人
五十人以上百人以下	六人
五十人以下	三人

八 申請人が中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八十五号）第三条の中小企業団体の事業で我が国の国若しくは地方公共団体又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）から資金その他の援助を受けてこれらの指導の下に運営されているものとして行われる研修を受ける場合で次のいずれにも該当するとき。

イ 受入れ機関が当該団体又は当該団体の組合員若しくは会員であること。

ロ 当該研修が当該団体の監理の下に行われるものであること。

ハ 当該団体の役員で当該事業の運営について責任を有するものが、当該団体以外の受入れ機関において行われる研修の実施状況について、三月につき少なくとも一回監査を行いその結果を当該団体の所在地を管轄する地方入国管理局の長に報告することとされていること。

ニ 受入れ機関が研修の項第五号のイ、ロ及びニからへまでのいずれにも該当すること。

ホ 申請人を含めた受入れ機関に受け入れられている研修生の人数が当該機関の常勤の職員の総数を超えるものでなく、かつ、前号の表の上欄に掲げる当該総数に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる人数の範囲内であること。

八の二 申請人が職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四章の職業訓練法人で社団であるものの事業で我が国の国若しくは地方公共団体又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）から資金その他の援助を受けてこれらの指導の下に運営されているものとして行われる研修を受ける場合で次のいずれにも該当するとき。

イ 受入れ機関が当該職業訓練法人又は当該職業訓練法人の社員で中小企業基本法（昭和三十八年法律第五十四号）第二

条第一項第一号から第四号までのいずれかに掲げる中小企業者であること。

ロ 当該研修が当該職業訓練法人の監理の下に行われるものであること。

ハ 当該職業訓練法人の役員で当該事業の運営について責任を有するものが、当該職業訓練法人以外の受入れ機関において行われる研修の実施状況について、三月につき少なくとも一回監査を行いその結果を当該職業訓練法人の所在地を管轄する地方入国管理局の長に報告することとされていること。

ニ 受入れ機関が研修の項第五号のイ、ロ及びニからへまでのいずれにも該当すること。

ホ 申請人を含めた受入れ機関に受け入れられている研修生の人数が当該機関の常勤の職員の総数を超えるものでなく、かつ、第七号の表の上欄に掲げる当該総数に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる人数の範囲内であること。

九 申請人が開発途上国に対する農業技術協力を目的とする公益社団法人若しくは公益財団法人又は農業協同組合法（昭和十二年法律第三十二号）第二章の農業協同組合（以下「公益法人等」という。）の事業で我が国の国若しくは地方公共団体又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）から資金その他の援助を受けてこれらの指導の下に運営されているものとして行われる研修を受ける場合で次のいずれにも該当するとき。

イ 当該研修が当該公益法人等の監理の下に行われるものであること。

ロ 受入れ機関が当該公益法人等又は農業を営む機関であること。ただし、当該研修が農業協同組合の事業として行われるものであるときは、農業を営む機関が当該組合の組合員であること。

ハ 当該公益法人等の役員で当該事業の運営について責任を有するものが、当該公益法人等以外の受入れ機関において行われる研修の実施状況について、三月につき少なくとも一回監査を行いその結果を当該公益法人等の所在地を管轄する地方入国管理局の長に報告することとされていること。

ニ 受入れ機関が研修の項第五号のイ、ロ及びニからへまでのいずれにも該当すること。

ホ 申請人を含めた受入れ機関に受け入れられている研修生的人数が二人以内であること。

十 申請人が平成元年六月一日から平成二年五月三十一日までの間に出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成元年法律第七十九号）による改正前の出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第四条第一項第六号の二に該当する者としての在留資格をもって在留する者に係る研修を事業として行ったことのある営利を目的としない機関が引き続き同一の事業として行う研修（第一号から第九号までに掲げる法人の事業として行われるもの及び前号に掲げるものを除く。）を受けする場合で受入れ機関が研修の項の第五号のイ、ロ及びニからへまでのいずれにも該当するとき。

十一 申請人が平成十六年三月三十日までの間に出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の研修の

在留資格に係る基準の五号の特例を定める件の一部を改正する件（平成十六年法務省告示第九十六号）による改正前の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の五号の特例を定める件（平成二年法務省告示第二百四十六号）第九号の二の規定に基づき、法務大臣が承認した研修を受ける場合で次のいずれにも該当するとき。

イ 受入れ機関が中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項第一号から第四号までのいずれかに掲げる中小企業者であること。

ロ 当該研修を事業として行う本邦の公私の機関の役員で当該事業の運営について責任を有するもの（当該公私の機関が個人の場合にあつては、当該個人）が、当該研修の実施状況について、三月につき少なくとも一回当該機関の所在地を管轄する地方入国管理局の長に報告することとされていること。

ハ 受入れ機関が研修の項第五号のイ、ロ及びニからへまでのいずれにも該当すること。

ニ 申請人を含めた受入れ機関に受け入れられている研修生の人数が当該機関の常勤の職員の総数を超えるものでなく、かつ、第七号の表の上欄に掲げる当該総数に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる人数の範囲内であること。

附 則（平成二十年法務省告示第五百十五号）（抄）

（経過措置）

2 改正後の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の五号の特例を定める件第九号に規定する公益社団法人又は公益財団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。